

# ヘンリー・ケアリーの初期信用思想

——ジャクソン期の自由銀行論を中心に——

高橋 和男

## はじめに

ケアリーの貨幣・信用論を理解するうえで妨げになるのが、事実上の金本位制度を大枠としながらも、兌換制下と兌換停止下という一見異なる二つの文脈・経済的状况においてそれが論じられたことである。南北戦争勃発後1861年12月に連邦政府は国内兌換を停止し、翌62年3月に法定通貨法を制定して1億5千万ドルの不換紙幣、いわゆるグリーンバックスを発行した。兌換が再開されたのは1879年1月で、ケアリーが亡くなる9ヶ月前のことであった。この兌換停止下に、とくに南北戦争後になって、ケアリーが行なった国法銀行制度とマカロック財務長官のグリーンバックス回収政策＝通貨収縮政策に対する激しい批判は、南北戦争・再建期の貨幣・信用問題の研究者がケアリーを不換紙幣のチャンピオンとして繰り返し引用する根拠となってきた<sup>1)</sup>。

では兌換制が維持されていた南北戦争前にケアリーは貨幣・信用制度についてどのように発言していたのであろうか。J. ドーフマンがほのめかす「正貨主義者」あるいは「重金主義者」というイメージはどこから生まれてくるのだろうか。彼が依拠する文献は1857年恐慌直後、そ

---

1) Henry C. Carey, "Resumption! How It May Profitably Be Brought About," Philadelphia: Collins, Printer, 1869. この19頁の冊子は公刊されたケアリーの数種類の雑録 (Miscellaneous Works) のどれにも収録されていない。南北戦争以降の経済史の研究書は枚挙にいとまがないが, Harold G. Vatter, *The Drive to Industrial Maturity: The U. S. Economy, 1860-1914*, Greenwood Press, 1975 を第一にあげたい。本書は文献解題もいきとどいている。ケアリーらの共和党急進派の軟貨 (soft money) 政策の唱道については, David Montgomery, *Beyond Equality: Labor and the Radical Republican, 1862-1872*, University of Illinois Press, 1981 (First edition 1967) を参照。ローズヴェルト大統領の金本位制離脱布告 (1933年4月19日) により国内の正貨兌換が廃止され, ドルが不換紙幣となるまで, ケアリーを最後にアメリカは不換紙幣の "spokesmen of any respectability" を持たなかった, という指摘もある。Walter K. Nugent, *The Money Questions during the Reconstruction*, W. W. Norton & Company, 1967, 111.

して南北戦争勃発直前、に公刊されたケアリーの代表作『社会科学原理』である。貨幣論「アソシエーションの道具について」はその第2巻の第30章から第37章を占めるが、実際にはそれは以前に公表されたいくつかの論説の集成である。これらの論説が集中的に発表された1850年代後半という時期は、57年恐慌によるほぼ全国的な兌換停止を一時的に経験するものの、カリフォルニアで1849年に本格化した金鉱開発により、金の供給量が飛躍的に増加した（と同時に国外に流出した）時期でもある（図1を参照）。「貨幣論」で表明されたケアリーの「正貨賛美」が、現象的には異なるが、南北戦争・再建期同様かなり特殊な経済状況を反映した議論であるとみて間違いではないだろう<sup>2)</sup>。

ところで、経済学に関するケアリーの最初の著書『賃金率論』が公刊されたのは1835年であり、初期の大作『経済学原理』が公刊された30年代後半に、ケアリーは以上とは一見異なるいわば第3の貨幣信用論とでもいべき説を展開している。けれども、カリフォルニアでの金鉱発見直後の1848年初頭には、『社会科学原理』に次いで注目されることの多い『過去・現在・未来』が出版され、この中でリカード地代論への有名な批判を展開し、同時に保護貿易主義への転向を公然と語って、ケアリーは経済学者としての転機を迎えたのであった。従来経済政策史研究において重視されてきたのはどちらかということこの中期以降のケアリーの理論と思想であった。だが、保護主義の旗幟を鮮明にする以前の、初期のケアリーが自由貿易主義とレッセ・フェールの信奉者として説いた貨幣信用論は、それ自体として、経済思想史研究においてほとんど取り上げられたことがない<sup>3)</sup>。

南北戦争前の兌換制下、1830年代後半と50年代後半というはっきり隔った二つの時期にケアリーは貨幣と信用について集中的に論じた。したがってケアリーは南北戦争後の不換制下にあった時期と合わせ、生存中三つの時期にわたってこの問題を論じていたわけである。各々の時期にケアリーは全く異なる説を展開したのであろうか。そのことが原因で研究者の解釈が混乱したのであろうか。あるいは、ケアリー自身の見解が、その表面的な変化にもかかわらず、一貫していることを後の世代が単に理解しそこなったのであろうか。以下ではケアリーの初期の貨幣信用論を考察することでどちらの側に責任があるのか明らかにしたい。

2) Henry C. Carey, *The Principles of Social Science*, 3 Vols, Philadelphia: J. B. Lippincott & Co., 1858-59. do., "Money," *Hunt's Merchants' Magazine*, Vol. xxxvi, No. IV, April 1857. Joseph Dorfman, *The Economic Mind in American Civilization 1606-1865*, Vol. 2, The Viking Press, 1946, ch. xxix.

3) Henry C. Carey, *Principles of Political Economy*, Philadelphia: Carey, Lea & Blanchard, Vol. 1 (1837); Vol. 2 (1838); Vol. 3 (1840). do, *The Past, the Present, and the Future*, Philadelphia: Carey & Hart, 1848. Paul K. Conkin, *Prophets of Prosperity: America's First Political Economists*, Indiana University Press, 1980. ケアリーに関してのみならず他の点でも著者の見解に筆者は共感を覚えるが、ケアリーの信用思想の取扱いに関しては異論を唱えたい。

## I 背景

ケアリーが貨幣信用制度について発言するきっかけとなったのは、1837年5月10日に起きたニューヨーク市の銀行による正貨支払い停止であった。数日のうちにボストン、フィラデルフィア、ボルティモアなど他の都市の銀行も連鎖的に兌換停止に追い込まれ、全国的な金融危機にまで発展した。1837年恐慌と後に呼ばれるこの出来事は同時代人の目には晴天の霹靂と映った。ニューヨークの銀行は1年後の5月9日に兌換を再開したが、フィラデルフィアやボストンの銀行は少し遅れて8月13日になって兌換を再開した。しかし、兌換停止後、一時回復の兆しを見せた物価は39年2月のピークを境に再び激しく下降し、43年2月までの間に46パーセント下落した。この過程で39年10月9日にフィラデルフィアの銀行は再び兌換停止に追い込まれ、41年1月15日まで1年以上兌換を再開出来なかった。南部や西部の銀行も同様の事態に追い込まれたが、ニューヨーク市とニューイングランドの銀行は兌換を維持した<sup>4)</sup>。

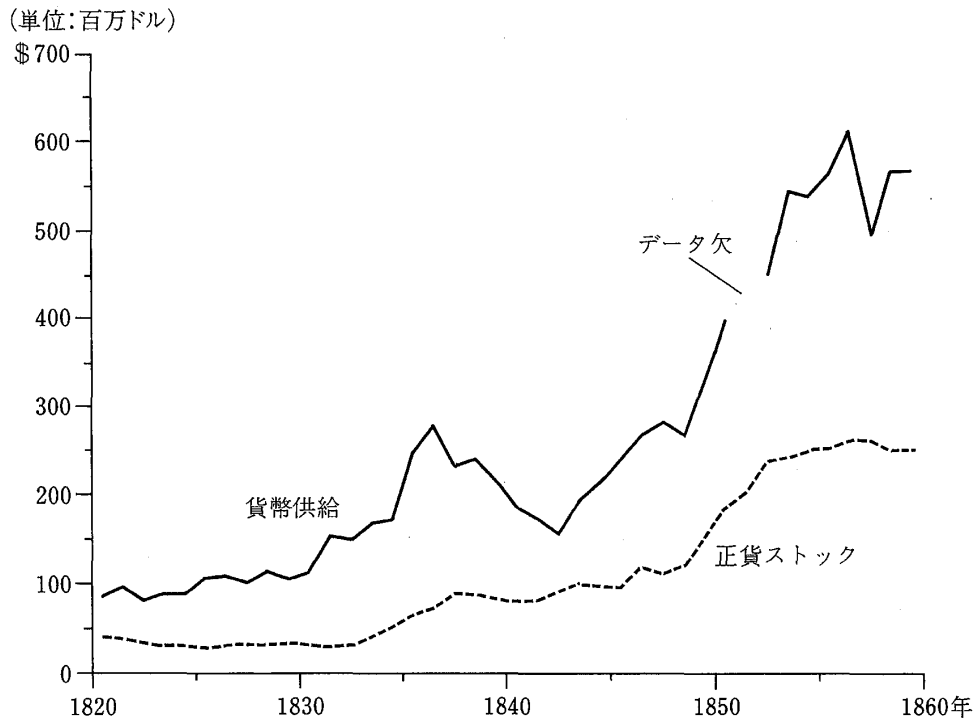
貨幣・信用問題、あるいは、より具体的には通貨・銀行制度をめぐる論争は、ジャクソン期(1829—40)を通じて最大の政治・経済問題であった。就任早々民主党ジャクソン大統領が打出した第2合衆国銀行の特許更新拒絶方針はいわゆる銀行戦争の引きがねとなり、連邦財政余剰金の州法銀行への移管、第2合衆国銀行の連邦特許状の失効、ジャクソン政権による正貨回状の発行、独立国庫の創設などの一連の事件が出来た。たしかに、同時代人が1830年代のブーム発生と崩壊の過程をこのような事件や当事者たちの個人的役割と結びつけて理解するのも無理はなかった。

この波乱に富んだ歴史を経済学の言葉で表わすと、1837年恐慌を境に1842年頃までをデフレ期、そして恐慌勃発までの(1831・32年に始まる)30年代をインフレ期と呼ぶことになる。インフレーションは、急激な貨幣供給量の増加と緩慢な生産の拡大が原因であった(34年以降3年間で物価は50パーセント上昇)。他方、デフレーションは、急激な貨幣供給量の減少と財の生産増加とが結びつき引き起こされた。この過程を視覚化したのが図1、2である<sup>5)</sup>。

4) Peter Temin, *The Jacksonian Economy*, W. W. Norton & Company, 1969, ch. 5, esp. 148, 154ff., 158. テミンの本書以外に参照した研究書は次のものである。Bray Hammond, *Banks and Politics in America from the Revolution to the Civil War*, Princeton University Press, 1957; J. Van Fenstermaker, *The Development of American Commercial Banking: 1782-1837*, Kent State University, 1965; George D. Green, "Louisiana 1804-1861," in Rondo Cameron ed., *Banking and Economic Development: Some Lessons of History*, Oxford University Press, 1972; Charles Sellers, *The Market Revolution: Jacksonian America, 1815-1846*, Oxford University Press, 1991. Fritz Redlich, *The Molding of American Banking: Men and Ideas, Part 1: 1781-1840*, Hafner Publishing Company, 1947. 他に部分的に参照した研究書は該当する個所で示す。

5) Peter Temin, *op. cit.* 158-59, 171. 両図の元になったデータは出所として示した。図そのもの

図1 貨幣供給と正貨ストック, 1820—1858年



(出所) : Peter Temin, *The Jacksonian Economy* (New York : W. W. Norton, 1969), pp. 71. 159.

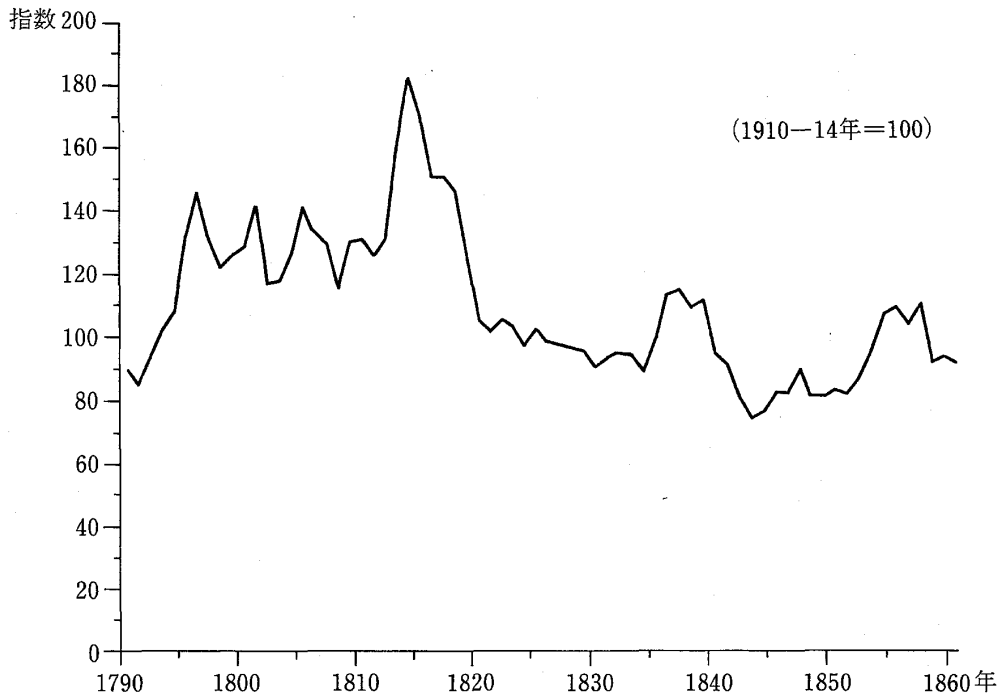
ケアリーの『経済学原理』全3巻が出版されたのは、1837年恐慌とその後の物価の急落を含む「経済の激変」期であった。38年に刊行されたその第2巻にあわただしく挿入された信用論の補注はケアリーの恐慌への関心を端的に示すものだが、平行して、『信用制度：フランス、イギリス、合衆国』と題したより詳細な冊子を緊急出版したことは、この金融危機に対する彼の関心の強さを物語る。もちろん、30年代から40年代にかけて、通貨制度や銀行制度の改善に関するさまざまな提言や企画が冊子や書物の形をとって数多く現れた。ケアリーの『信用制度』その他のこの頃の時論にしてもこのような文脈において理解されなければならない<sup>6)</sup>。

は Sidney Ratner et al., *The Evolution of the American Economy*, 2nd ed., Macmillan, 1993, 166, 168 より借用した。

6) Henry C. Carey, *The Credit System, in France, England, and the United States*, Philadelphia : Carey, Lea & Blanchard, 1838, は130頁の冊子で、87頁までが『経済学原理』第2巻の「信用」論 230—264 (sic) と、脚注に多少違いは見られるがほとんど重複する。264 (sic) 頁の脚注で本冊子の参照が求められている。ちなみに、同第1巻の第10章「物価の変動」(149頁)に「本章執筆時に土地は依然値上がりしつつあった。[現在] 価格が下がりはじめたが、[今後も] 下がり続けるに違いない」というブームの崩壊を予言するリアルな記述が脚注に見られる。

ケアリーとの比較のために利用した文献は次のものである。Condy Raguet, *A Treatise on Currency and Banking*, Philadelphia, 2nd ed., 1840; Charles Duncombe, *Duncombe's Free Banking: An Essay on Banking, Currency, Finance, Exchanges, and Political Economy*, Cleveland, 1841; Edward Kellog, *Labor and Other Capital: The Rights of*

図2 卸売物価指数, 1790—1860年



(出所) : U. S. Bureau of the Census, *Historical Statistics of the United States: Colonial Times to 1957* (Washington, D. C. : GPO, 1960), pp. 115-16.

ケアリーが『信用制度』あるいは『経済学原理』第2巻で示した通貨と銀行制度についての見解は、代表的な自由銀行思想の一つにあげられている。しかし、これを制度的に体現した1838年4月制定のニューヨーク自由銀行法 (the New York General Banking Laws) をケアリーが繰り返し批判した事実からもうかがえるように、その正真正銘の支持者ラゲットやヒルドレッズとケアリーを同列に論じることはできない<sup>7)</sup>。ケアリーが銀行設立の自由化を、「営業の自由」という時代精神を呼吸しつつ主張したことは疑問の余地がない。準則主義と有限責任原理とを統一的に、終始一貫、要求したのは、当時エコノミストではケアリーだけであったといってよい<sup>8)</sup>。この意味で自由銀行思想の勝利へのケアリーの貢献は疑いえないにしても、もし他の権威の見解からの類推でケアリーの「自由銀行論」を判断するならばその真価は理解

*Each Secured and the Wrongs of Both Eradicated*, New York, 1849. (出版社名は省略したが、いずれも, Augustus M. Kelley 社のリプリント版がある)。ラゲットの思想およびケアリーとの関係については Conkin, *op. cit.*, 215-221 を参照。

7) レドリックが筆頭に挙げるのがケアリーである。他はラゲットとヒルドレッズ(Richard Hildreth)である。cf. Fritz Redlich, *op. cit.*, 282。但し、レドリックが参照を求めるのは『経済学原理』第2巻(257ff.)のみである。ラゲットは脚注6)の文献にこの法律の全文を付録として掲載し、ダンコムも梗概を載せている。

8) 拙稿「アメリカ経済思想史における株式会社論——ヘンリー・ケアリーのアソシエーション論を中心に——」『立教経済学研究』第50巻第3号, 1997年所収を参照。

されないであろう。ケアリーの自由銀行論がどれくらいユニークであったか以下明らかにしていきたい。

## II ケアリーの自由銀行論

### (1) 1838年ニューヨーク自由銀行法批判

ケアリーの唱える自由銀行 (free banking) は、当時州法銀行の一般的な形態であった特許銀行 (chartered banking) と形式において大きく異なるものであった<sup>9)</sup>。それは、州議会において個別の申請にもとづき設立の可否と業務内容が審議され、特許状を与えられて初めて明記された発券や割引などの業務を営むことができるというのではなかった。それは、州が制定した一般法人設立法に則りさえすれば、誰にでも自由に設立できる株式会社でなければならなかった。またそれは、株式の無限責任を排して、有限責任を導入するものであった。ケアリーは、会社設立における準則主義と有限責任原則とを、「結社の自由」を制度的に保証する条件として強く求めた。このように、ケアリーの自由銀行論は、州政府による「営業の自由」と「結社の自由」とに対する規制・介入を批判し、会社設立の自由化をより強く求める点で他の自由銀行論とはかなり異質である<sup>10)</sup>。急激な物価変動とバブルの再燃を防ぐために各州が一斉に銀行への介入を強め、「健全通貨」(sound money) を合い言葉に信用拡大 (easy credit) の手綱をしぼり始めた時期であるだけに、ケアリーの銀行設立の自由化論は異色であった<sup>11)</sup>。

特許銀行制度に対立する意味での自由銀行制度の提唱はケアリーの創見ではない。『信用制度』を公刊した時点で既にニューヨーク州議会で画期的な自由銀行法が成立していたが、この法案が懸案になっていた前年1837年3月にミシガン州で類似の銀行法が一足先に成立していた。以後南北戦争前夜の1860年までにこの制度を法制化した州は18州にのぼった。しかも63年にはこの制度の基本的アイデアを継承したとされる国法銀行制度が発足するのである<sup>12)</sup>。つまり

9) Edward Kellog, *op. cit.*, 178ff.; Bray Hammond, *op. cit.*, 597 が記すように特許銀行の場合自行の銀行券を額面通りに償還しなければならなかった。

10) Carey, *Credit System*, 117-23. ニューヨーク自由銀行法の歴史的意義が有限責任を明確化したことにもあるとすれば、ラゲットがこれにつよく反対した事実は強調されてよい。Condy Raguet, *op. cit.*, 103-104.

11) A. D. H. Kaplan, *Henry C. Carey. A Study in American Economic Thought*, The Johns Hopkins Press, 1931, 43-45; George D. Green, *op. cit.*, 209. ペンシルヴェニア州(1837-38年), ルイジアナ州(1845年)の憲法改正会議は通貨・銀行問題を重要な議題として開催された。

12) Bray Hammond, *op. cit.*, 600-601; 楠井敏朗『アメリカ資本主義の発展構造・I——南北戦争前期のアメリカ経済——』日本経済評論社, 1997年, 270-75頁, とくに第4-1表; 宮田美智也『ロンドン手形市場の国際金融構造』文真堂, 1995年, 第6章第5節。伊藤紀彦, 「ニュー・ヨーク州における株主の有限責任制の変遷(二)」『中京法学』第31巻第1号, 1996年7月の第5節。最初の自由銀行

制度的発展の方が先行していて、逆にケアリーの思想形成に影響を与えたとも考えられるのである。それゆえ、かりにケアリーが自由銀行思想の勝利に貢献した中心人物の1人に数えられるとすれば、いかなる意味においてそのような評価に値するのか、よく検討しなければならないのである。

事実、ケアリーはその成立当初からニューヨーク自由銀行法に対して批判的であった。まず、『信用制度』において、「ニューヨーク州は銀行業を目的としたアソシエーションズに対するほぼすべての規制を撤廃した」と一応支持する一方で、「銀行は資本を上回る額の銀行券発行を制限されている」とコメントしたのがケアリーが示した最初の反応であった<sup>13)</sup>。次いで『デモクラティック・レビュー』誌において、「ニューヨーク州民は銀行業 (the trade in money) に関するほぼ完全な自由を手に入れた」と指摘しつつも、規制が依然として残されていると示唆した<sup>14)</sup>。しかし、同号および同年の別の号においても、ケアリーはそれ以上ニューヨーク自由銀行法に対する不満を具体的に明らかにしなかった。

翌1840年にケアリーは『通貨問題への反論』と題する冊子を出版し、同法をはじめ具体的に批判した。ケアリーはその中で「銀行資本の一部または全部を担保不動産あるいは州債券に投資することを要求することで安定と安全とが促進されるだろうと、言われてきた。そして、最初のニューヨーク州の法律は、それによって設立されるすべての銀行が、銀行券の償還のためにそうした証券を担保として預託することを求めている。／あらゆるそうした規制が安全と安定とをそこないがちである。それが投資の困難を増大させ、大量の資本を通貨の形態にとどまらせるからである。[貨幣] 資本の所有者は、それを投資することで6パーセント [の収益] を得られると納得しない限り、銀行の設立に彼の資金を充てることはないだろう。しかも、5パーセント [の利率] で資本が貸出されることになっていることは、ますますそうすることを難しくしている。あらゆる規制が過剰貸出し (overtrading) と不安定とを生み出すに違いない。<sup>15)</sup>」

が1839年に開業してから遭遇した問題については、Ronald E. Seavoy, *The Origins of the American Business Corporation, 1784-1885*. Greenwood Press, 1982, ch. 6, esp. 155ff.

13) Carey, *Credit System*, 122.

14) *The United States Magazine and Democratic Review*, Jan., 1839, 56-57. 同誌はテキサス併合を正当化する標語「明白な運命」の生みの親オサリヴァンによって編集されていた。セラーズは、“Locofoco editor John L. O’Sullivan of the Democratic Review” と表現して、同誌が硬貨主義の牙城となっていた可能性を示唆する。Charles Sellers, *op. cit.*, 422-23. 同誌上で、ケアリーと匿名の執筆者との間で4回にわたり、ケアリーの「信用制度」をめぐる論争が行なわれた。ペンシルヴェニア大学ヴァン・プルト稀観本図書館所蔵のケアリー寄贈の著作全42巻の第2巻に、本稿で利用したケアリーのパンフレット類と共に論争当事者双方の論説のコピーが含まれている。Arnold Green, *Henry C. Carey. Nineteenth-Century Sociologist*, University Press of Pennsylvania, 1951 の文献目録にはケアリーがすべて執筆したかのごとく記してある。

15) Henry C. Carey, *Answers to the Questions: What Constitutes Currency? What are*

ニューヨーク自由銀行法に対するケアリーの不満は、この法律の下で設立される銀行が、(1) 銀行券発行のために担保として公債を通貨監督官に預託しなければならないこと (sec. 2), (2) 合衆国債、ニューヨーク州債、あるいは適格と判断された他州債などの公債は一律に5%利付きニューヨーク州債と同等に扱われ (sec. 2), 銀行券発行高の上限が、担保公債額面総額の5パーセント増しの額に制限されること、に向けられているのがわかる<sup>16)</sup>。

公債によって資本を払い込むこの迂回的な方式は、それ以上の配当を望む貨幣所有者の投資意欲を阻害させるだけではない。最低所要資本額が10万ドルに定められたことは (sec. 15), 「州のさまざまな地域で使われずに眠っているわずかな額の貨幣を、通貨の形態のまま放置することになるからである。」ここでケアリーはペンシルヴェニア州議会に提出された類似の公債担保発券銀行法案について言及しつつ、「大多数の地方銀行 (country institution) がそうした資本要件に沿うことができない」と指摘する。その結果、「地元で、自己の目の届くところで」長期的に投資しようという貨幣所有者の意欲はくじかれ、利得機会も失われる。他方、零細な遊休資金を利用できないことで企業家もビジネス・チャンスを失うことになる<sup>17)</sup>。以上がニューヨーク自由銀行法に対するケアリーの批判の眼目であった。

## (2) 正貨兌換 対「信頼」、または「健全通貨」対「イージー・クレジット」

しかしながら、『デモクラティック・レビュー』誌の匿名の論者は、ケアリーの批判に対して、「過去2年間の経験」にもとづき銀行券の兌換能力について、疑問を提起した<sup>18)</sup>。すなわち、担保として通貨監督官に預託された債券が額面価格で売却できないとき、銀行券償還の能力は不完全となる。「現下の状況において、支払いのために銀行券 (paper) が発行され、受領されるとすれば」、「その実際の償還」を保証する「最も効果的な抑制 (checks)」とは何か、と筆者は問題を提起する。もちろん、ケアリーが批判する公債ですら不十分であり、金・銀の正貨でなければならない、というのがその含意である。したがって、「金・銀での即時兌換を強制的に (effectually) 保証することのない『紙券を発行する権利』——それが明らかに Free Banking についてのケアリー氏の概念である——などというのは詐欺 (free swindling) の別名でしかない」と論じる。

匿名の筆者は、ケアリーの自由銀行論が、銀行券 (paper currency) を全国民が使用する唯

*the Causes of Unsteadiness of the Currency? and What is the Remedy?* Philadelphia: Carey, Lea & Blanchard, 1840. 引用は62頁。

16) 楠井敏朗, 前掲書, 130頁; 宮田美智也, 前掲書, 175頁の解釈を参照されたい。

17) Carey, *Answers*, 62の脚注。

18) 以下の引用はすべて *Democratic Review*, Feb., 1839, 160 から行なった。1838年以降の兌換の実態については Edward Kellog, *op. cit.*, ch. IV "the Banking System", 184ff. の記述が興味深い。



一の通貨にしようとする「フィラデルフィア銀行券学派の目論み」と関連があるのではないかと推測し、ニコラス・ビドルの名前を引き合いに出してその根拠を示唆する<sup>19)</sup>。ケアリーが銀行券の正貨による償還つまりその兌換を主張しない、とこの論者が『信用制度』から読み取ったとすれば、それはケアリーの自由銀行論のもつ前述とはまた別のユニークな側面に光をあてることになる<sup>20)</sup>。というのは、同時代の代表的な自由銀行論はいずれも正貨の即時兌換を銀行券発行の前提にしている<sup>21)</sup>、「信頼」(confidence)によって銀行券の価値通りの流通を保証するというケアリーの下記のような主張を、健全通貨(sound currency)の確立という自由銀行制度本来の目的とあい入れないとみなしていたからである<sup>22)</sup>。

「ケアリー氏は彼の紙券制度を信頼(confidence)という基礎にのみ据えようとしていて貴金属に対しては完全に敵対的である。(中略)現在われわれは世界で最悪の紙幣制度を有し、ケアリー氏はそれに対して、『信用とコマーンスに対する現政権の敵対』というありふれた党派の合い言葉に唱和しつつ、完全な自由の制度にあてはまる抽象的議論を適用したがって、そして、その周知の害悪からそれ自身[完全な自由の制度]を守るためにすら『政府の介入』を非難しようとする。自由な銀行業(free trade in banking)についてのわれわれの見解は、価値の唯一重要で統一的な尺度として、貴金属が流通の大きな部分を占めている、ということに最後にはどうしてもなる。そして、流通するすべての紙幣を真の『等価性』と『兌換性』の水準におさえるということになる。われわれは、紙幣に関しては連邦政府にそのすべての金融操作を管理させることにしたい。

「他方、ケアリー氏は、正貨を追放したがっている。紙幣の普遍的な流通こそ考えられる最良の事態と考えている。そして、彼は自由の名をひっきりなしに口にしながら、他方では、政府収入の銀行への預金とすべての取引を紙幣で行なうことを、連邦政府やすべての地方政府に強要することによって、また、正貨の流通を促進するどんな試みも、彼の通貨理論の核心をなすあの信頼に敵対するとして非難することによって、彼は、實際上、そして、どの点から見ても、コミュニティの全階級に対して強制される、排他的な紙幣制度というものを主張するのである。」

しかし、正貨による兌換保証という信用貨幣発行の前提条件は、銀行信用をいかにコントロールするか、から、信用不足をいかに打開するか、という不況期の問題意識あるいは政策課題への転換とともに、その現実的意義を変化させつつあったこともたしかである。すなわち、「当時漸く注目されだした」正貨準備率という原理は、1837年に制定されたヴァージニア自由

19) *Democratic Review*, Feb., 1839, 161, 166-67, 168.

20) 廃行以前の第2合衆国銀行の実績に対するケアリーの高い評価は『経済学原理』第2巻263頁(sic)にも見いだされるが、両者のパーソナルな関係について本稿では詳らかにすることができなかった。

21) 脚注(6)で挙げたラゲット、ダンコムスの主張が典型的なものである。

22) 引用は *Democratic Review*, Feb., 1839, 161-62.; Charles Duncombe, *op. cit.*, 87, 68-69.

銀行法において導入されたのを皮切りに、他の州にも導入されるようになった<sup>23)</sup>。ニューヨーク自由銀行法は、銀行券 (the bills or notes) 発券高に対してのみ12.5%以上の正貨を銀行が手元に保有することを義務づけた (sec. 33)。この準備率が、ヴァージニア自由銀行法の20%、1842年ルイジアナ自由銀行法の33.3% (但し、預金を含む全債務に対して) と比較して格段に低いというだけでなく、2年後にこの規定そのものをニューヨーク州は撤廃してしまったのであるから、それがダンコームの考えるように<sup>24)</sup>、銀行券の過剰発行を防止する手段として、有効に機能しえていたかどうかは疑問である<sup>25)</sup>。

『通貨問題への反論』においてケアリーはやや立入って正貨準備について見解を示しているのを見てみよう。ケアリーは、(ニューヨーク自由銀行法のように) 銀行に対する規制が多いと過剰発行 (overtrading) が起こり、銀行は「ありうべき請求に応えるべく大量の正貨を準備せざるをえなくなる」、と指摘する一方で、次のように述べる。逆に、ニューイングランドの銀行は「正貨の形で請求される債務をほとんど持たない。通貨が過剰でないからである。もし銀行が共同の利益 (common interest) を分けることを望むならば、競争という不断の圧力が節約 (economy) にはげむことを不可避にする。銀行は正貨をほとんど求めず、また、債務を履行する目的以外には、正貨を発行することによって通貨の状態を変更する力は銀行にはない。そえゆえ、節約と安全とは一緒に歩む」<sup>26)</sup>。

この一節もまたニューイングランド銀行制度に対するケアリーの「度をこした称賛」と、匿名の批判者によって言われかねないが、ニューイングランドにおける正貨の低準備率は good banking の印であり、他方、南部や西部における高準備率は bad banking の印である、というピーター・テミンの研究が明らかにした知見と奇しくも一致する<sup>27)</sup>。たしかにケアリーは、このような good banking を可能にしたニューイングランド特有の償還制度であるサフォー

23) 以下の正貨準備率についての記述は Bray Hammond, *op. cit.*, 596, 695-96, 680-82, 713: J. Van Fenstermaker, *op. cit.*, 35 に依った。

24) 後述する彼のプランは正貨準備率を重視する。Charles Duncombe, *op. cit.*, 111. ダンコームは特許銀行に対して認められた3倍をはるかに上回る、正貨準備に対して8倍もの発券をニューヨーク自由銀行法が認めたことを批判する。*Ibid.*, 293. cf. Edward Kellog, *op. cit.*, ch. IV, sec. II.

25) テミンによれば、1830年代を通じて、アメリカの銀行全体としての準備率は、1831年の水準(15%)を下回ることはなかった。cf. Peter Temin, *op. cit.*, 73 および表3・3。

26) Carey, *Answers*, 27. 「ニューイングランドを通じて1ドル紙幣およびそれ以上の額の紙幣が用いられ、1ドル以下の小銭を除けば貴金属が流通のために要求されることはほとんどない。」 Carey, *Principles of Political Economy*, Vol. II, 257L.

27) Peter Temin, *op. cit.*, 73, 75.; ルイジアナ州の銀行では銀行券と預金に対する正貨準備率は、1843年から44年の間、70パーセントから96パーセントにも達したとグリーンは指摘している。もちろんこのような過剰準備は、銀行の貸付能力をそれだけ制約した。George D. Green, *op. cit.*, 209.

ク制度について詳しく論じているわけではない<sup>28)</sup>。もとより匿名の論者によれば、信用制度を健全な状態に保つ効果的な規制は、正貨に対する不断の兌換請求以外にはなく、ニューイングランドの銀行の成功は「銀行に対するこの頻繁な〔兌換〕請求の実施」に負うものであった<sup>29)</sup>。だが、この主張はケアリー（およびテミン）の上記の観察と対立するだけでなく、ケアリーの議論のポイントを掴みそこねている。第三者の見解を引用しつつ、匿名者の批判にケアリーは次のように反論する。

「彼〔ケアリーが引用した文章の筆者〕は、われわれに語る。政府は通貨に干渉することを拒んだ。そこで、人々は自ら通貨の管理を引き受けざるをえず、そして、『力のない銀行』の銀行券を流通から排除するひとつのシステムを作り上げた、と。自由銀行制度の敵対者によってここで提出された議論以上に強力な自由銀行の支持論が他にありうるだろうか。人々は、物事をまかせられたとき、より効率よくなしうるということがこのうえなく明らかであるときに、政府が、紙幣（paper circulation）を供給したり、通貨を改革するといつて銀行券の発行を禁止する必要がどこにあるだろうか。<sup>30)</sup>」

ケアリーにとって、サフォーク制度の成功は、銀行券の発行高が正貨準備率によって一定の水準にコントロールされたというその機能に負うものでも、まして償還資金の絶対量に負うものでもなかった。ニューヨーク自由銀行法のように準備率を法律でしばることにケアリーは反対であった。そして、大きな正貨準備は銀行経営の信頼性・健全性・効率を表す指標ではなく、むしろ不良性・不健全性・非効率を示す指標でしかなかった。経営の信頼性や健全性を、銀行券がつねに何処でも額面通りの価値を持つか否かで判断できるとすれば、ペンシルヴェニアの銀行システムもニューイングランドのそれとほとんど変わりはないとケアリーは主張する。「内陸部の銀行はフィラデルフィアにおいてその銀行券を額面通りの価値に保つことを強制されている。こうして、政府の介入がなくても、どこでも等しい価値をもつ統一的通貨（a circulating medium）が全ペンシルヴェニアで確立されている。<sup>31)</sup>」

28) 「ニューイングランドの銀行システムは〔ケアリー氏の〕回答（Jan. 1839）において再び度をこした称賛の対象となっているが、銀行券の発行を償還基金の大きさに制限せざるをえなかったプロセスについては一切説明がない。われわれの論説（Nov. 1838）は詳しくそれを説明している。過去15年間これらの銀行が有用性とコミュニティの信頼をかちえたのは、完全にこのプロセスのおかげであった。」 *Democratic Review*, Feb., 1839. 172.

29) *Democratic Review*, Nov., 1838, 227.

30) *Democratic Review*, April, 1839, 360. 文中「政府は通貨に干渉することを拒んだ、云々」とあるのは、合衆国憲法で定められた貨幣鑄造（造幣権）を除き、連邦政府が通貨供給を州法銀行に委ねたことを指す。後述するように、民主党政権の硬貨政策とは、通貨のコントロールから私立銀行を排除する試み、つまり発券規制、にほかならない。

31) *Ibid.*, 361. ラゲットは「フィラデルフィアに立地しない銀行の銀行券は、一般的に言えば、フィラデルフィアでは通貨ではない」と異見を述べている。Condry Raguét, *op. cit.*, 181-187. ニューヨークでは自由銀行法成立後、都市部の銀行は内陸部の銀行の銀行券を受け入れる際割引くようになった。Ronald E. Seavoy, *op. cit.*, 156.

ケアリーのこうした主張にはそれなりに歴史的根拠があったことを、われわれは認めなければならない。フィラデルフィアに本店を置く連邦銀行としての第2合衆国銀行が、ビドル総裁の下で、州法銀行としてのサフォーク銀行がニューイングランドで行なった地域的な銀行券償還制度を、全国的に実施し、銀行券の価値維持に州法銀行をして協力せしめた実績があるからである。その結果、ニューイングランドには及ばないまでも、ペンシルヴェニア州でもどの銀行券もほぼ額面通りの価値を維持しえたのである<sup>32)</sup>。実を言えば、合衆国の銀行制度がうまく機能した要因のひとつに「貴金属に基礎を置く銀行券 (paper money)」をあげているのは他でもないケアリー自身である<sup>33)</sup>。したがって、匿名者による正貨兌換にかかわる前述のケアリー批判は、厳密に言えば、あたらない。しかし、ケアリーが同時に、州民による統制 (popular control) と相互信頼 (mutual confidence) という他の要因をそれ以上に重視していたことも否定できない<sup>34)</sup>。

それゆえ、「銀行券に対する信頼がほとんど破壊された結果、ついに銀行自らが〔信頼を裏切って〕支払いを停止せざるをえなくなり、そして、支払い再開に向けて〔正貨〕準備をその間にせざるをえなくなった<sup>35)</sup>」という恐慌発生後の事態は、ケアリーにしてみれば本末転倒であった。ケアリーはそうした本末転倒した考えあるいは原理を硬貨主義 (the idea of hard money) と呼んで批判する。たとえばフランスは日常の取引がもっぱら銀貨によって行なわれる国である。そのフランスで見られるように、「硬貨 (a hard money currency) の排他的な使用は、貧困、悲惨、道徳の頹廢、同胞に対する人間の信頼の全面的欠如、の証拠であると同時に、これらをつねに伴なわざるをえない」とケアリーは主張する。人間への信頼の欠如がフランスでは貴金属への偏愛を生む。だがそこでは、男女の純愛と同様、硬貨にしても手に入れるのは難しい (“hard to get”)。要するに人間に対する不信が正貨の退蔵を生んでいる<sup>36)</sup>。

ケアリーによれば民主党政権が現在の硬貨政策を維持する限り、信頼を回復することはできない。銀行と銀行券への攻撃が終わらない限り、そして、硬貨による銀行券の代替が断念されない限り、貴金属の退蔵傾向は止まず、したがって、通貨は減少しつづけ、物価の下落も止ま

32) Peter Temin, *op. cit.*, 50-51; Bray Hammond, *op. cit.*, 554-56. ハモンドはケアリーとうり二つの評価を下している。「サフォーク銀行の活動は最善の状態にある自由放任を示した。政府からの特権や政府のお墨付きを一切持たない私的な事業が、政府規制がなしうるのと全く同じくらい公共の利益になる銀行信用の効率的な規制を発展させた」。Ibid., 556. ケアリーはニューイングランドの銀行が1837年初頭に示した経営状態を、「自由の驚嘆すべき結果」と呼んでいる。Carey, *Credit System*, 110.

33) *Democratic Review*, April, 1839, 364, 359-60.

34) Ibid., 364. Paul Conkin, *op. cit.*, 277-78 は、ケアリーが正貨を貨幣として重視していたと解釈する点で筆者の見解と異なる。

35) Carey, *Credit System*, 109.

36) *Democratic Review*, April, 1839, 359, 364.

らないであろう<sup>37)</sup>。ヴァン・ビューレン政権の下でもイギリスから金は以前と同様大量に輸入されているが、それは景気の回復に役立っていない。「金は合衆国民がフランス国民と同じくらい貧しくなるまで輸入されるかもしれない。が、信頼が回復されるやいなや金は他の商品と交換されるべく海外に送り返されるであろう。この場合、金の輸出は景気回復の証拠となろう。貴金属の過剰は、信頼を崩壊させる以外の方法では保てないばかりか、生産の縮小、賃金の縮小、利潤の縮小を伴わざるをえない。<sup>38)</sup>」

退蔵あるいは銀行に預金されている正貨あるいは通貨が、銀行貸付けによって購入された不動産の購入資金にあてられるならば、銀行への債務と共に銀行自身の負債も減ることになり、通貨は増加し、そして、物価は再び上昇するだろう、とケアリーはデフレからの脱出方法を示唆する<sup>39)</sup>。しかし、この景気回復のシナリオでは何よりもまず信頼の回復が前提になる。もし、ケアリーが言うように正貨支払い停止が、信頼の崩壊の結果であり、また現在では、信頼喪失の原因になっているとすれば、一日も早い正貨支払いの再開こそが信頼を回復する条件であろう。少なくとも論理的にはそう考えざるをえない。しかし、信頼の回復が先決であるとケアリーは主張しながら、そのために正貨支払い再開が急務であるとは言わない<sup>40)</sup>。そのかわりにケアリーが求めるのは民主党の硬貨政策の破棄である。「信用」と「銀行」への攻撃中止を求める。なぜなら、それらを国民の敵とみなすのは誤りで、「それらは鉄道や運河と同様国民自身の創造物であり、生産を大いに助ける」「偉大な労働節約的機械である」からなのである<sup>41)</sup>。

このような信用制度論を見る限り、ケアリーのいう「通貨」が、「純粋金属通貨」でも、また「混合通貨」でもない、「不換銀行券」を念頭に置いたものだということがわかる。銀行券の正貨との兌換をケアリーが完全に否定したという文献の確証は得られないので、匿名の批判者のように「不換銀行券」であると言い切るわけにはいかない。しかし、ケアリーが強調するように、銀行券に対する信頼が高い場合には、ニューイングランド、とくにロードアイランドにお

37) Carey, *Credit System*, 128; do., *Answers*, 3-4.

38) Carey, *Credit System*, 129. テミンの図式をくりかえすならば、「不況は、基本的には、生産の縮小とは対立するものとしてのデフレーションであった」。Peter Temin, *op. cit.*, 23.

39) *Ibid.*, 128.

40) 州法銀行となった第2合衆国銀行の総裁ビドルが兌換再開を時期尚早と判断していたことについては、Bray Hammond, *op. cit.*, 520.

41) Carey, *Credit System*, 129, 86. 下線部分は原文ではイタリックになっている。民主党内で金・銀以外の流通手段を認めない硬貨主義者の急進派ロコ・フォコズにとり、「紙券銀行」とは「金持と貧民の間に憎悪すべき差別をつくり出し、恒久化する傾向もつ」「制度」であった。Bray Hammond, *op. cit.*, 576. ハモンドは南北戦争前には小生産者の利害は硬貨政策に組し、戦後それはグリーンバックスの支持に回ったと指摘する。*Ibid.*, 487-88. ハモンドの解釈に従えば、民主党員のうちでも新興企業家層は自由銀行制度を支持し、保守派は既存の特許銀行制度を支持した。*Ibid.*, 573, 582. ケアリーと同様ホイッグ支持のケログは、兌換銀行券制度に反対したが、ロコ・フォコズと異なり硬貨ではなく、この段階で「管理通貨」を支持した。cf. Edward Kellogg, *op. cit.*, 177-78.

いて見られるように、正貨の支払いを要求して発行銀行に還流する銀行券の割合はきわめて低い。ニューイングランドで正貨準備率が低い原因はこの点にあった。したがって、社会の信頼が高ければ高いほど銀行券が還流する割合は小さく、そして正貨準備率も低くなる、という一般的な関係が成り立つ。このような相関関係の頂点に立つのが「不換銀行券」すなわち「貨幣としての貨幣」ということになる。ケアリーのいう「通貨」は、論理的には、正貨兌換を前提としないでも、「信頼」の成立を前提にしさえすれば、貨幣としての諸機能をはたしうる、そうしたものとして考えられていたのではないだろうか。

ケアリーのいう「通貨」が、兌換を厳密に保証されたラゲットのいわゆる「混合通貨」よりも同じくラゲットのいわゆる「不換銀行券」を念頭に置いたものだ、と解釈するもうひとつの根拠がケアリーの金本位制に対する批判である。それによると、世界の貨幣制度にとってイギリスは、身体における心臓と同じく枢要な地位を占めていて、37年恐慌は、イギリスの余剰資金が国内に投資はけ口を見出せず合衆国に輸出されたために起きた<sup>42)</sup>。イギリス国民が自由に国内で資本を運用する権利を認められていたならば、資本の過剰は生ぜず、したがって投機的な資金が合衆国に流入することもなかった、と<sup>43)</sup>。ケアリーがここで示唆しているイギリスからの金の大量流出は1836年夏に起きた。あわてたイングランド銀行が為替割引き率を引き上げたため、今度は合衆国で利子率と為替価格が急上昇し、信用が著しく逼迫した。そして正貨要求→金流出を恐れたニューヨークの銀行は州議会の承認を得て1837年5月に正貨の支払い停止に踏み切った<sup>44)</sup>。

このような正貨の流出を生ぜしめた資本移動についてケアリーは詳しく分析していないが<sup>45)</sup>、1830年代の投機の発生とその崩壊の原因を、合衆国における正貨ストックの増減が、貨幣ストックの増減に直接影響を及ぼすメカニズム、すなわち金本位制に求めた点は看過されてはならない<sup>46)</sup>。イングランド銀行による銀行業（とくに発券）の独占体制批判、言い換えれば、イングランドにおける有限責任原理にもとづく合本銀行の設立自由化支持の文脈においてケアリーが論じたことは、彼の主張の説得力を殺いだかもしれない<sup>47)</sup>。しかしながら、1834年ないし35年にイギリス議会が1500万ポンドの資本金を有する新銀行の設立を認可していたならば、イングランド銀行にある預金が新銀行の資本に転化され、その結果、その1500万ポンドは国内にと

42) Carey, *Credit System*, 115.

43) Carey, *Answers*, 42-43.

44) Peter Temin, *op. cit.*, 137-147.

45) 5月11日の兌換停止以前にフィラデルフィアのジラード銀行がローン回収に走り、債務者の倒産を誘発したという興味深い指摘を行なっているが、それとてもイングランド銀行の為替政策が遠因とされている。Carey, *Credit System*, 108-10.

46) Peter Temin, *op. cit.*, 67-78, 119, 149.

47) Carey, *Credit System*, 112-16. イギリスでのこの問題をめぐる議論については、吉岡昭彦『イギリス経済史』岩波書店、1981年、58-61頁を参照されたい。

どまり、合衆国における景気過熱をひきおこした1836年の資本輸出はおこらなかつただろう、という仮説は、その資金量の大きさからいっても、あながち荒唐無稽な推理ではない<sup>48)</sup>。この意味でも、イングランド銀行が1837年の金融恐慌をひきおこしたとするケアリーのいわば恐慌外因説は注目に値する<sup>49)</sup>。

### (3) 「中央銀行」構想批判

ケアリーの自由銀行論の特色について考察してきたが、最後に「中央銀行」(a national bank) 設立案に対する彼の批判を取り上げてみたい。

既述のようにケアリーはサフォーク銀行や廃行以前の第2合衆国銀行が、地域的あるいは全国的に、通貨価値の維持のために設けた銀行券決済制度を認めていた。とはいえ、それらが「単一発券銀行」として発券機能を独占し、全国共通の銀行券を発行することにでもなればケアリーは反対したであろう。ケアリーの自由銀行論は「銀行設立の自由」と共に「発券の自由」を——しかも、前述のように、正貨準備からも相対的に自由な——説く点で他の有力なそれと著しく異なるからである。ダンコームの自由銀行プランとこの点を比較してみよう<sup>50)</sup>。

- ・連邦法による「合衆国(発券)銀行」の設立:

「合衆国銀行」は統一「銀行券」(blank bank bills or notes) を発行し、正貨と一緒に各州に配分する。

- ・「通貨」は即時「兌換通貨」で、全国で通用する。5ドル以下の「小額銀行券」(small bills) は発行しない。これらはすべて金属通貨を発行する。
- ・発券機能の中央集権化と預金・割引など他の銀行機能の地方分権化 (free republican banking) : 発券銀行と預金・割引銀行の分離
- ・「割引(貸付)銀行」の組織は、「個人銀行」であれ「合本銀行」であれ、株主は無限責任を負う。州民の投票による理事の選出。

ダンコームが説く共和的自由銀行制度論の内実は限りなく硬貨主義に近いものである。彼は、現在流通する通貨を、(a)少量の正貨と地金、(b)大量の兌換銀行券、(c)さらにいっそう大量の信

48) *Ibid.*, 108, 115; テミンは、1834年会計年度(33. 9. 1-34. 8. 31)に、1,700万ドル(=366万ポンド)にのぼる正貨がイギリスから輸入され、銀行券増発→インフレーションが起こった、と述べている。Peter Temin, *op. cit.*, 64-67, 78. Leland H. Jenks, *The Migration of British Capital to 1875*, Nelson, 1971, 64, 65-95.

49) Peter Temin, *op. cit.*, 22. 「しかし、イングランド銀行が恐慌をひきおこしたと主張する少数の者[テミンの立場]は、この[通説的]見解に組さない。」

50) ダンコームの経歴および著作についてはドーフマンですら詳らかにしえなかった。

用銀行券 (credit bank paper not redeemable in specie at sight) の3種類に分け、(b)は私的利害、(c)は政治、とそれぞれ結びつく「反共和的」通貨であるとしている<sup>51)</sup>。そこで「純粹に共和的な国民の貨幣」の創出を目的に、望ましい通貨制度としてダンコームが提案したものが上記の構想である<sup>52)</sup>。現行の特許銀行制度を批判する点を除くと、ケアリーと共通する点はほとんどない、と言ってよい。国立の単一発券銀行の創設と全国共通通貨の使用、厳格な兌換準備の要求 (ダンコームのプランでは発券高に対し33.1/3%の準備率) などの思想をケアリーは批判した。前者について「国中に散在する多数のより小さな発券銀行のそれを、単独の銀行の紙券にかえる」試みであり、「もしそれが実行に移されるならば——われわれはそんなことはありえないと信じる——銀行業への投資が妨げられるであろう」、とケアリーはその悪影響を恐れた<sup>53)</sup>。

ダンコームの自由銀行は「州法銀行」に対し「発券の自由」を認めないばかりでなく、有限責任原理にもとづく株式銀行の設立を批判し、スコットランドで見られる無限責任原理にもとづく合本銀行を支持する点でもケアリーのそれと著しく対立する<sup>54)</sup>。ダンコームは自然権と道義的責任を楯に無限責任を健全な原理と呼ぶが、これは彼の金本位制と限りなく硬貨主義に近い「健全通貨」の擁護と揆を一にするものである<sup>55)</sup>。たとえば、社会的信用があり、人格が高潔で、几帳面で実務能力もある、非の打ちどころのない人間にしか、銀行家になる資格はない、とダンコームは言う<sup>56)</sup>。これに対し、ケアリーの銀行観も銀行家像も非特権的、平等主義的であり、銀行業を営む権利はすべての人間によって権利として平等に行使されるべきものである、と主張する。「銀行業は他の職業とは異なる。それは巨額の利潤をつくる手段を提供する、ゆえに銀行業を営む権利は、少数の個人に対し売却されるべき特権として、留保されねばならない」というのは「誤った観念」である<sup>57)</sup>。

以上の対比から明らかになったように、ダンコームの自由銀行制度論が、「硬貨主義を超える理念を提示した」とか、「信用創造の新しい形態を提示した」と解釈するならば、誤りである<sup>58)</sup>。「州法銀行」(無限責任・法人格なし)は、「中央銀行」によって割り当てられる正貨の

51) Charles Duncombe, *op. cit.*, 60.

52) *Ibid.*, 61-63; 17-20 "Notice of the plan of currency".

53) Carey, *Answers*, 61; Fritz Redlich, *op. cit.*, 178 は保護主義者の父 Mathew Carey が匿名で出版した冊子 *Outline of A System of National Currency*, New York, 1834年を、イングランド銀行に似た中央銀行のアメリカでの設立を説いた最も興味深い文献と記している。この点でも父と子の間の溝は深い。

54) Charles Duncombe, *op. cit.*, 103-108; 77-88.

55) *Ibid.*, 100-102.

56) *Ibid.*, 102-103.

57) Carey, *Principles of Political Economy*, Vol. II, 264 (sic).

58) 楠井敏朗『アメリカ資本主義の発展構造・I』, 192頁。



3倍まで「共通銀行券」を発行できるが（ニューヨーク自由銀行法では当初8倍）、正貨の供給量が通貨需要の増加に応じて調整されない限り、州の間で正貨の配分をめぐる利害対立が起これざるをえない。州毎の正貨需要を的確に把握して集計し、州に配分する機能を中央銀行としての「合衆国（発券）銀行」がはたしえたとは考えられない<sup>59)</sup>。このような硬直的な「共和的自由銀行制度」の下では安価な通貨を望む「南部」や「西部」という成長地域の信用需要に弾力的にこたえられないことは明白である。

ドーフマンが「グリーンバック運動の父」と呼び、この関連でしばしばケアリーと同列に論じられることが多いエドワード・ケロッグもまた、「管理通貨」(managed money)を提唱したのであって、「不換銀行券」には反対した<sup>60)</sup>。ケロッグの有名な著作『労働とそれ以外の資本』の元になったパンフレットの題が示すように<sup>61)</sup>、ドーフマンのいわゆる「管理通貨」は「中央銀行」(a national bank)が発行する「紙幣」(paper money)であった。それは公債によってではなく、不動産によって担保される、すなわち、市場（販売）価格で評価される担保不動産に対し公的質権(a public lien)を法律で保証されるものであった<sup>62)</sup>。このようなアイデアを、少なくとも南北戦争前に、ケアリーが支持したという証拠は見出せない。

それだけではない。上記の貨幣に統一的価値を保証し、通用力を与えるのは合衆国政府であって<sup>63)</sup>、ケアリーのいわゆる「信頼」でも、ダンコームの唱える正貨兌換でもなかった。ケロッグが、ダンコムあるいはラゲットらの支持する兌換を保証された銀行券に反対するのは、「資本家が貨幣を支配し、そして貨幣を通じて政府を支配する」からであった<sup>64)</sup>。しかも地域毎のその償還は、貨幣価値の地域的差をもたらすものであった。これに対してケロッグの「紙幣」は、「正貨のかわりに不動産によって裏付けられ、そして財を、蓄積し、尺度し、交換する法的能力を受け取ることによって、貨幣のあらゆる目的にこたえるのであり、したがって、貨幣となるのである」<sup>65)</sup>。

しかし、ケロッグとケアリーの間に共通性が全くないわけではない。発券銀行に還流せずに流通しつづける銀行券は、事実上、不換券あるいは不換紙幣であるが、「交換の95%以上を媒介するので、この国の真の貨幣である」、とケロッグは評価する。逆に、金庫に眠ったままの

59) Charles Duncombe, *op. cit.*, 280-90. Paul Conkin, *op. cit.*, 217 によれば、そうしたことを期待することは不可能である。

60) Edward Kellog, *op. cit.*, 13. 楠井敏朗『アメリカ資本主義の発展構造・I』, 193頁。同『法人資本主義の成立』日本経済評論社, 1994年, 212, 108頁。

61) *Remarks upon Usury and Its Effects: A National Bank A Remedy* (1841). Edward Kellog, *op. cit.*, 5のドーフマンの序文に引用されている。

62) *Ibid.*, 238, 240.

63) *Ibid.*, 231.

64) *Ibid.*.

65) *Ibid.*, 240-41.

状態にある正貨は、貨幣であって実は貨幣としての役割を完全にはたしていないことになる。すなわち、残りの5%の交換は、合衆国の年々の輸出・入（ほぼ等額）に相当し、正貨は、実は、この5%の交換を媒介するためだけに維持されている。にもかかわらず、正貨は「国民の生産物の95%の市場価値に必然的に影響をおよぼし、そして国民の間でのその規則的で公正な分配を必然的にかき乱さずにはおかない。」とすれば、不換銀行券は金・銀貨よりもはるかに有用であり、重要性が高い<sup>66)</sup>。このような不換銀行券から「管理通貨」への論理的発展は、ケロッグの場合には、不動産担保発行という条件をはずし、国家による法貨性の承認だけで足りたが、ケアリーの場合には、自由貿易主義と自由放任という自己の信条との訣別を必要とした。

### 結語

1838年に制定されたニューヨーク自由銀行法は、当時の自由銀行制度のイデオログによって、ほとんど手放しとってよいくらい高い評価をえた<sup>67)</sup>。マサチューセッツ州では1850年代にこの法律が、リカードやマカロックの唱えた通貨原理を体現したものである、とわざわざ再確認されたという<sup>68)</sup>。公債を担保とする統一銀行券の発行、発券機能と割引機能の分離、厳格な正貨兌換といったその特徴が、南北戦争中に成立した国法銀行制度に反映されたことからしても、それが画期的意義を持つことは否定できない。

ところが、ケアリーの説いた「自由銀行」論は、本論でふれたように、最低資本金、公債による資本の払込み、といった準則主義にかかわる規定を含むこれらの特徴をことごとく批判し、否定するものであった<sup>69)</sup>。「温和な硬貨主義者」といわれる（J・ドーフマン）ダンコムは、このニューヨーク自由銀行法が、発券業務を割引業務から切り離して、個々の州法銀行から取り上げた点を取りわけ高く評価したが、ケアリーからすれば、これは「発券の自由」に対する重大な侵害であった。ケアリーの自由銀行制度は、貨幣も、木綿や小麦といった商品と同じよ

66) *Ibid.*, 240-41.

67) ウェイランドは前年に公刊した教科書『経済学』の第2版に次のように書き足した。「この法律は経済学の最も健全な原理にもとづいているように思われる。その実際の運営において予期せざる困難が生じない限り、この国の通貨状態に大きな、重要な革命をもたらすであろう」Francis Wayland, *The Elements of Political Economy*, 2nd edition, New York: Ronbinson & Franklin, 1838, 296.

68) Fritz Redlich, *op. cit.*, 194, 294.

69) Ch. Coquelin の論文 “Des Sociétés Commerciales en France en Angleterre” の訳者の解説に付した脚注でケアリーはこう述べている。「ニューヨーク自由銀行法は27ページにわたってびっしり印刷されているが、規制だけである。良いことが書かれているのは1ページだけで、残り26ページは害をなす目的で、制度を不自由にすることによって、コミュニティにとりこの制度を有利なものでなくすることを意図して書かれている。」*The Merchants' Magazine*, Vol. XII, No. VI, June 1845, 519. 「良いこと」とは有限責任の明確化を指すと思われる。

うに、誰もが自由に商える商品であることを意味したからである<sup>70)</sup>。ケアリーにとって、「銀行」は村の小さな靴屋の店と同じくらい、役に立つ無害な存在であった。このようなケアリーの自由銀行思想が、イギリスの地金主義者や通貨学派の思想的影響を受けたアメリカの保守的な硬貨政策支持派の自由銀行論と多くの点で対立したのは当然であった。

ケアリーが1837年恐慌直後に著した信用論が、ラゲットと異なり、金の復位つまり早期正貨支払い再開になんら触れないのは、金兌換制度にしるサフォーク制度のような償還制度にしる、それらが本来的にデフレ効果を発揮したからであろう<sup>71)</sup>。とすればケアリーが、つねに、債務者としての生産者あるいは企業家の観点に立ち、「チープ・マネー」や「イージー・クレジット」と、これによる信用不足の打開による「恒常的・漸進的なインフレーション」（吉岡昭彦氏の表現）を、支持したことは否定できないように思われる。国法銀行制度と財務長官マカロックの行なったグリーンバックス回収＝正貨支払い再開政策に対する南北戦争後のケアリーの激しい批判は、硬貨主義とデフレ政策とに対して彼が首尾一貫していたことを示している。南北戦争直前の著作においてあたかも「正貨主義者」のごとく金属貨幣を賛美したと、ドーフマンが解釈する一見矛盾するケアリーの言説にしても、このような文脈でとらえるならば、決して齟齬はないのである<sup>72)</sup>。それはちょうど、19世紀末のポピュリスト農民の「チープ・マネー」と農産物価格の引き上げ要求をかなえたのが、彼らの要求した銀ではなく、彼らが攻撃した金の供給増加であったのと同じくらい皮肉ではあるが<sup>73)</sup>。

ケアリーにとって「貨幣」は、不換銀行券であれ、金や銀の貴金属であれ、あるいはグリーンバックスのような「管理通貨」であれ、本来、交換に従事する人々の、したがって、社会の、「信頼」が高ければ高いほど、その使用コストは低くなるべき性質を有していた<sup>74)</sup>。逆に、貨幣が安価に供給されればされるほど、「社会的結合」（アソシエーション）は強まり、その結果として人々の「信頼」も深まった。ケアリーが「社会的結合の道具としての貨幣」というとき、それは、貨幣が株式会社資本として機能するという意味の他に、貨幣が媒介する交換を通じて人々の間で自発的社交性が高まるという別の意味を含んでいた。この意味での「信頼の貨幣」がケアリーの本来の貨幣哲学というべきものであった<sup>75)</sup>。

70) 銀行規制法 (bank restriction acts) の「あらゆる部分が時代の精神に反している。営業の自由は、貨幣の取引であれ綿花の取引であれ、文明と一緒に歩む。銀行規制法は野蛮への後退、それも深刻な後退である」とケアリーが書いたのは、保護主義への転向を自ら表明した1847年のことであった。Carey, *The Past, the Present, and the Future*, 207, 208. ケアリーがここで批判するのはイギリスの1844年「発券規制法」いわゆるピール条令である。同法の「干渉的性格」については吉岡昭彦, 前掲書, 140頁を参照。

71) Peter Temin, *op. cit.*, 50-52; Bray Hammond, *op. cit.*, 556.

72) 以上に関しては脚注1), 2) で挙げた文献を参照。

73) Harold G. Vatter, *op. cit.*, ch. 10, esp., 256.

74) Carey, *Principles of Social Science*, Vol. I, ch. xxxI.

75) S. Herbert Frankel, *Money: Two Philosophies*, Basil Blackwell, 1977 (吉沢英成監訳)

それゆえ、南北戦争後に不換紙幣（管理通貨）としてのグリーンバックスの回収に対してケアリーが異を唱えることは、一面では必ずしも首尾一貫した態度とは言えないだろう。南北戦争中に制定された法定通貨法（Legal Tender Act）にもとづき発行されたグリーンバックスこそ、連邦政府によって一元的に管理され、強制的に通用させられる、いわば「権力の貨幣」にはかならないからである。合衆国憲法によって禁じられた不換紙幣の発行の合憲性について constitutionalist としてケアリーがどう受けとめたかという問題とともに、それが「国民自身の創造物」というよりむしろ「国家の創造物」<sup>76)</sup>であるという事実をケアリーがいかに受けとめたのか、という問題が残るであろう。「不換銀行券」から「不換紙幣」へ、どちらも一時的な兌換停止の産物ではあるが、両者の間にはケアリー自身の国家観と国民経済観の転換が存在すると考えないわけにはいかない。

---

『貨幣の哲学——信頼と権力の葛藤——』文真堂，1984年）。本書で考察されたジンメルの貨幣論とケアリーのそれとの類似性については別稿を期したい。

76) 同上訳書，86頁。「国民自身の創造物」という表現は前掲脚注41)を参照。